

小田原市小児医療費助成事業実施要綱

(平成7年10月1日)

小田原市小児医療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もって小児の健康の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「小児」とは、中学校の課程、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の課程（以下「中学校等の課程」という。）を修了した日の属する月の末日（中学校等の課程の修了後継続して入院している場合には、その退院の日）までにある者をいう。ただし、当該修了した日の属する月の末日又は当該退院の日が満18歳に達した日の属する月の末日を経過している場合には、同日までにある者をいう。

2 この要綱において「乳幼児」とは、満6歳に達した日以後の最初に到来する3月31日までにある者をいう。

3 この要綱において「児童等」とは、小児のうち、中学校等の課程を修了した日の属する月の末日までにある者をいう。

4 この要綱において「小児を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者

5 前項各号の「父」には、母が子を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

6 第4項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

7 この要綱において「医療費」とは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合には、その算定方法によって算定された額）をいう。

(対象者)

第3条 この要綱により小児の医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、小田原市の区域内に住所を有する小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第

128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項に規定する小児の疾病又は負傷には、次の各号のいずれかに該当する小児に係る疾病又は負傷は含まない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている小児

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)又は第6条に規定する小児に係る医療保険各法による被保険者(国民健康保険法による場合には、世帯主)その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体が負担している施設に入所している小児

(3) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている小児

(4) 本市が行う次の事業により、医療費の助成を受けることができる小児

ア 小田原市重度障害者医療費助成要綱(平成28年小田原市告示第98号)の規定による医療費助成事業

イ 小田原市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱(平成28年小田原市告示第97号)の規定による医療費助成事業

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、乳幼児以外の小児を養育している者のうち次の各号に掲げる小児を養育している者の区分に応じ当該各号に定める年の所得が、その年の12月31日において生計を維持した扶養親族等(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族をいう。以下同じ。)及びその者の扶養親族等でない児童(18歳に満たない者をいう。)の有無及び数に応じて、次項で定める額以上であるときは、対象者としなない。

(1) 児童等(乳幼児を除く。以下この号において同じ。)を養育している者 当該児童等が満6歳から満17歳までのそれぞれの年齢に達する日の翌日の属する年の前年(1月1日から6月30日までの間のいずれかの日である場合にあってはその日の属する年の前々年)の所得

(2) 小児(児童等を除く。以下この号において同じ。)を養育している者 当該小児が医療を受けた日の属する年の前年(当該小児が1月1日から6月30日までの間に医療を受けた場合には、前々年)の所得

2 前項に規定する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 扶養親族等及び児童がない場合 532万円

(2) 扶養親族等及び児童がある場合 532万円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円)を加算した額

(所得の範囲及び額の計算方法)

第 5 条 所得の範囲は、地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

2 所得の額は、その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度 (以下「当該年度」という。) 分の市町村民税に係る地方税法第 3 1 3 条第 1 項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 3 5 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和 4 4 年法律第 4 6 号) 第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から 8 万円を控除した額とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額

(2) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者 1 人につき 2 7 万円 (当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、4 0 万円)

(3) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する控除を受けた者 2 7 万円 (当該控除を受けた者が同条第 3 項に規定する寡婦である場合には、3 5 万円)

(4) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する控除を受けた者 2 7 万円

(助成の範囲)

第 6 条 市長は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該医療保険各法の規定によって小児に係る医療保険各法による被保険者 (国民健康保険法による場合には、世帯主) その他これに準ずる者が負担すべき額 (入院時食事療養費の標準負担額を除く。) から次の額を控除した額を助成する。

(1) 医療保険各法の規定により定めた規約、定款、運営規則等で、当該医療保険各法に規定する保険給付に併せて、これに準ずる給付を行う旨を定めた場合には、その規定により医療に関する給付を受けることができる額

(2) 医療保険各法以外の法令等の規定により医療に関する給付を受けることができる場合の当該

給付額

(医療証の交付申請手続)

第7条 児童等の医療費の助成を受けようとする対象者は、小児医療費助成事業医療証交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 児童等が医療保険各法による被扶養者(国民健康保険法による場合には、被保険者)であることを証する書類

(2) 児童等を養育していることを証する書類

(3) 対象者及び配偶者の前年(児童等が1月1日から6月30日までの間に生まれた場合には、前々年)の所得の状況を証する書類

2 市長は、前項の申請があった場合において、第3条第1項に規定する対象者と決定したときは医療証(様式第2号)を申請者に交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときは、小児医療費助成事業医療証交付申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。

(医療証の有効期限)

第8条 医療証の有効期限は、次の各号に掲げる医療証の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

(1) 満15歳に満たない小児に係る医療証(次号に掲げる場合を除く。) 満1歳から満14歳までのそれぞれの年齢に達した日の属する末日

(2) 満6歳に達した小児(当該小児を養育している者の所得が、第4条に規定する所得の制限以上である場合に限る。)に係る医療証 満6歳に達した日以後の最初に到来する3月31日

(3) 満15歳に達した小児に係る医療証 満15歳に達した日以後の最初に到来する3月31日

(医療証の更新)

第8条の2 前条第1号に掲げる医療証は、満年齢に達した日の属する月の翌月の初日に更新する。

2 前条第2号及び第3号に掲げる医療証は、更新しない。ただし、中学校等の課程に引き続き在籍している小児に係る医療証は、小児を養育している者の申請により更新することができる。

(医療証の再交付)

第9条 医療証の交付を受けた者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、小児医療費助成事業申請事項変更届・医療証再交付申請書(様式第4号)により市長に申請し、医療証の再交付を受けなければならない。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、小児医療費助成事業医療証再交付申請書にその医療証を添えなければならない。

3 医療証の再交付を受けた者は、当該再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の返還)

第10条 医療証の交付を受けた者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(届出義務)

第11条 医療証の交付を受けた者は、第7条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、第9条第1項の申請書に医療証を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

(児童等の助成方法等)

第12条 児童等の医療費の助成は、対象者が、病院、診療所又は薬局その他の者(以下「病院等」という。)に医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、市長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、助成すべき額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(1) 医療保険各法の規定により児童等に係る療養費、家族療養費又は移送費が支給されたとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

3 前項の規定により医療費の助成を受けようとする対象者は、医療を受けた日の属する月の翌月から起算して5年以内に小児医療費助成申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。

4 第2項第1号の規定により医療費の助成を受ける場合の申請には、当該療養費、家族療養費又は移送費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として小児に係る療養費又は移送費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(児童等以外の小児の助成方法等)

第13条 児童等以外の小児の医療費の助成は、市長が助成する額を対象者に支払うことによって行うものとする。

2 前項の規定により医療費の助成を受けようとする対象者は、医療を受けた日の属する月の翌月から起算して5年以内に小児医療費助成申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 小児が医療保険各法による被扶養者(国民健康保険法による場合には、被保険者)であることを証する書類

(2) 小児を養育していることを証する書類

(3) 対象者及び配偶者の前年(小児が1月1日から6月30日までの間に医療を受けた場合には、前々年)の所得の状況を証する書類

(助成の決定通知)

第14条 市長は、第12条第3項又は前条第2項の申請による医療費の助成を行うことを決定したときは小児医療費助成決定通知書(様式第6号)により、医療費の助成を行わないことを決定

したときは小児医療費助成申請却下通知書（様式第7号）により申請者に通知しなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第15条 この要綱による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（助成費の返還）

第16条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給資格消滅の通知）

第17条 市長は、対象者が、第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、小児医療費助成事業受給資格消滅通知書（様式第8号）により当該対象者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

（添付書類の省略）

第18条 市長は、この要綱に規定する申請書の添付書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができる場合には、当該添付書類を省略することができる。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年9月21日告示第111号）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

様式 略